

○新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例に基づく不当な行為の記録及び公表について定める規則

平成18年7月31日

規則第98号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例(平成18年新宿区条例第40号。以下「条例」という。)第11条から第13条までの規定に基づき、不当要求行為の記録並びに不当あっせん等行為の記録及び公表について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(不当要求行為の記録等)

第3条 条例第11条第3項の規定による記録は、不当要求行為記録票(第1号様式)により行うものとする。

2 指定管理者又は事務受託者は、前項の不当要求行為記録票を区長に提出するものとする。

(不当あっせん等行為の記録)

第4条 条例第12条第1項の規定による記録は、不当あっせん等行為記録票(第2号様式)により行うものとする。

(不当あっせん等行為の公表)

第5条 条例第13条の規定による公表は、新宿区役所の門前掲示場への掲示により行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、区長が特に必要と認める場合は、新宿区広報への掲載又は新宿区ホームページへの掲載により公表を行うことができる。

(文書の保存)

第6条 第3条第1項の不当要求行為記録票及び第4条の不当あっせん等行為記録票は、それぞれ当該記録が行われた日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(補則)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

不 当 要 求 行 為 記 録 票

発 生 日 時	年 月 日() 時 分～ 時 分			
発 生 場 所	(行為が行われた場所や位置を具体的に記載する。)	行為を受 けた回数	回目	
行為者の氏名 及び団体名				
行為者の住所 及び連絡先				
不当要求行為 の 概 要	行為が行われた 事 務 事 業			
	要 求 の 内 容			
	不 当 な 手 段 の 種 類	(どのような手段や方法により行為があったかを具体的に記載する。)		
	被 害 状 況 等	職員等のけが等の状況 有 ・ 無 (けが等を受けた職員等の氏名： けが等の程度：)		
		器物破損等の物的被害の状況 有 ・ 無 (被害にあった物：)		
		その他事務の支障等 有 ・ 無 (内容：)		
対応した職員等 の職名及び氏名	職・氏名：			
そ の 他				
不当要求行為 への対応内容	警察への通報の 有 無 及 び 対 応 状 況	有(通報時間： 時 分頃、通報者氏名：) ・ 無 ※有の場合は警察官が行った対応を含め具体的な対応等を、無の場合は管理監督者等又は職員等が行った具体的な対応等を記載する。		
	対応後の行為者 の 状 況			
参 考 資 料	行為者の名刺等の参考となる資料があれば添付すること。			
記録した者の所属又は会社名、 職名及び氏名				

備考： 行為を受けた回数は、同一人物による同一事務に対する不当要求行為があった場合に加算して数えるものとする。

第2号様式(第4条関係)

不 当 あ つ せ ん 等 行 為 記 録 票

発 生 日 時	年 月 日() 時 分～ 時 分		
行 為 を 受 け た 場 所	(対応職員等が行為を受けた施設名、室名等の場所を具体的に記載する。)	行 為 を 受 け た 回 数	回 目
行 為 者 の 氏 名 及 び 団 体 名			
行 為 者 の 住 所 及 び 連 絡 先			
不 当 あ つ せ ん 等 行 為 の 概 要	行 為 が 行 わ れ た 事 務 事 業	契約 ・ 採 用 ・ 処 分 ※具体的な件名や内容を記載する。	
	あ つ せ ん 等 の 内 容	(何をさせようと、又はさせないようにしようとしたか、具体的に記載する。)	
	あ つ せ ん 等 を 依 頼 し た 者 又 は 利 益 を 受 け る 者	(あつせん等の依頼者又はあつせん等により利益を受ける者の氏名等がわかる場合は、その氏名等を記載する。) 氏名等：	
	行 為 の 方 法	口 頭 ・ 文 書 ・ そ の 他()	
	対 応 し た 職 員 等 の 職 名 及 び 氏 名	職 ・ 氏 名：	
	そ の 他		
不 当 あ つ せ ん 等 行 為 へ の 対 応 内 容			
	対 応 後 の 行 為 者 の 状 況		
添 付 書 類	行為の方法が文書による場合は、文書の写しを添付すること。 行為者の名刺等の参考となる資料があれば添付すること。		
記 録 し た 者 の 所 属 又 は 会 社 名、 職 名 及 び 氏 名			

備考： 行為を受けた回数は、同一人物による同一事務に対する同一の不当あつせん等行為があった場合に加算して数えるものとする。

第1号様式(第3条関係)

第2号様式(第4条関係)